

## 第四十三号

## 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例**

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「から第二十条まで」を「から第二十一条まで」に改める。

第十一条中「及び第六号」を削り、第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第十二条第二項中「の目的」の下に「（県の区域外における販売又は授与の目的を含む。）」を、「所持した者」の下に「（薬事法第七十六条の四の規定に違反して、販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列した者を除く。）」を加える。

第十三条第一項第六号及び第七号を削り、同項第八号中「第十一条第八号」を「第十一条第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同条第二項中「及び第七号」を削る。

第二十条中「前三条」を「第十七条から前条まで」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

**第十九条** 第十一条第四号の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**提案理由**

薬事法の一部が改正され、大臣指定薬物に係る規制が強化されたことに鑑み、知事指定薬物をみだりに使用した者等に対する罰則規定を追加する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。